

昭和 59 年度税制改正の要綱

昭和 59 年 1 月 27 日
閣 議 決 定

国民の強い期待にこたえ所得税について初年度 8,700 億円に上る減税を実施するとともに、現在の厳しい財政状況に顧み法人税、酒税及び物品税について税率の引上げ等の負担調整措置を講ずるものとする。更に、課税の公平を一層推進する観点から納税環境の整備や租税特別措置の整理合理化を進めるとともに、エネルギー利用の効率化、中小企業の設備投資等を促進するため所要の措置を講ずるほか、石油及び石油代替エネルギー対策に係る財源事情等に配慮して石油税の税率の引上げ等を行うこととし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 所 得 税

1 所得税減税

(1) 人的控除の引上げ

所得税負担の軽減を図るため、人的控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改正案
基 礎 控 除	29 万円	33 万円
配 偶 者 控 除	29 万円	33 万円
(老人控除対象配偶者 に係る配偶者控除)	(35 万円)	(39 万円)
扶 養 控 除	29 万円	33 万円
(老人扶養親族に係る 扶養控除)	(35 万円)	(39 万円)

(2) 給与所得控除の引上げ

給与収入 300 万円以下の給与所得控除率の適用対象となる給与収入の範囲及び最低控除額を次のとおり引き上げる。

控 除 率	現 行	改正案
40%	給与収入 150 万円まで	給与収入 165 万円まで
30%	給与収入 300 万円まで	給与収入 330 万円まで
最低控除額	50 万円	55 万円

(3) 税率の見直し

所得税の税率構造を次のように改める。

現 行	改 正 案
適用課税所得 税 率	適用課税所得 税 率
60 万円以下 の 金 額	50 万円以下 の 金 額
10%	10.5%
120 " "	120 " "
12%	12%
180 " "	180 " "
14%	14%
	200 " "
	14%

240 万円以下 の金額	16%		
300 "	18%	300 万円以下 の金額	17%
400 "	21%	400 "	21%
500 "	24%		
600 "	27%	600 "	25%
700 "	30%		
800 "	34%	800 "	30%
1,000 "	38%	1,000 "	35%
1,200 "	42%	1,200 "	40%
1,500 "	46%	1,500 "	45%
2,000 "	50%	2,000 "	50%
3,000 "	55%	3,000 "	55%
4,000 "	60%		
		5,000 "	60%
6,000 "	65%		
8,000 "	70%	8,000 "	65%
8,000 万円超の金額	75%	8,000 万円超の金額	70%

(4) 特別の人的控除の引上げ等

障害者控除等の特別の人的控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改正案
障 害 者 控 除	23 万円	25 万円
特別障害者控除	31 万円	33 万円
老 年 者 控 除	23 万円	25 万円
寡婦（寡夫）控除	23 万円	25 万円
勤 労 学 生 控 除	23 万円	25 万円

同居特別障害者及び同居老親等扶養親族の特別控除額を 7 万円（現行 5 万円）に引き上げる。

(5) その他

配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者又は扶養親族の給与所得等の所得限度額を 33 万円（現行 29 万円）に引き上げる。

勤労学生控除の適用要件である所得限度額を 58 万円（現行 52 万円）に引き上げる。

生命保険、生命共済及び郵便年金契約のうち、一定の要件に該当する個人年金保険、個人年金共済及び郵便年金契約の掛金については、現行の生命保険料控除の別枠で、年 5,000 円（支払掛金を限度とする。）を所得控除する制度を設ける。

白色申告者の専従者控除額を 45 万円（現行 40 万円）に引き上げる。

資産所得について合算課税を行う場合の最低限度額を 1,500 万円（現行 1,000 万円）に引き上げる。

給与所得者の年末調整の対象となる給与収入の限度額及び確定申告を要しない給与収入の限度額を 1,500 万円（現行 1,000 万円）に引き上げる。

2 納税環境の整備

(1) 記録及び記帳に基づく申告

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人で、前々年分の所得税の確定申告書又は総収入金額報告書を提出した者等は、取引に関して受領し、又は作成した記録及び書類の保存をするものとする。

に該当する個人で、前々年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額が 300 万円を超える者等は、取引に関し、簡易な記帳をしなければならないこととする。

税務調査に際し、の記帳をした者が帳簿書類を提示したときは、税務職員は、その帳簿書類の調査を困難とする事情がある場合等を除き、これを調査するものとする。

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人が提出する確定申告書には、これらの所得に係る総収入金額及び必要経費の内訳等を明らかにする書面を添付しなければならないこととする。

法人についても、前記 から までに準ずる措置を講ずる。

(2) 資料収集制度の整備

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人で、その年のこれらの所得に係る総収入金額が5,000万円を超える者は、確定申告書を提出した場合を除き、総収入金額報告書を提出しなければならないこととする。

税務署長等は、官公署及び政府関係機関に対して所得税等の調査に関し参考となるべき書類の閲覧、資料の提供その他の必要な協力を求めることができることとする。

(3) その他

過少申告加算税に二段階制を導入して、一部加重する。

課税処分取消訴訟における証拠申出の順序に関する規定を整備する。

所得税の公示制度を税額公示に改め、年税額1,000万円超の者を公示対象とする。

附帯税の計算の基礎となる金額に係る端数計算の基準額を引き上げる等簡素合理化のための改正を行う。

二 法 人 税

1 税率の引上げ

法人税の税率を、2年間の臨時措置として、次のとおり引き上げる。

	現 行	改正案
普通法人の税率		
留保分	42%	43.3%
配当分	32%	33.3%
中小法人の軽減税率		
留保分	30%	31.0%
配当分	24%	25.0%
特別法人（公益法人等、 協同組合等、特定医療法人）の軽減税率		
留保分	25%	26.0%
配当分	21%	22.0%

(注)1 上記の改正は、昭和59年4月1日以後終了する事業年度から適用する。

2 上記の法人税率の改正に伴い、法人の清算所得に対する法人税率について所要の調整を行う。

2 その他

(1) 延納制度を廃止する。

(2) 欠損金の繰戻しによる還付制度について、解散等の特別な場合を除き、2年間その適用を停止する。

(注)上記(1)及び(2)の改正は、昭和59年4月1日以後終了する事業年度から適用する。

(3) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる事業に卸電気事業を加える。

(4) 公益法人等の収益事業の範囲について、所要の適用除外措置を講じた上、工業所有権及び著作権の譲渡又は提供を行う事業を追加するとともに、収益事業となる席貸業及び技芸の教授業の範囲の見直しを行う。

(5) 公益法人等の範囲に特定の要件を満たす農業協同組合連合会を加えるとともに、同連合会の行う医療保健業を一定の要件の下に、収益事業の範囲から除外する。

(6) 専修学校を設置する準学校法人に係る寄附金の損金算入限度額を所得の50%又は年200万円とのいずれか大きい金額（現行所得の30%）に引き上げる。

(7) 試験研究法人等の範囲に新エネルギー総合開発機構を加える。

三 酒 税

1 従量税率の引上げ等

酒税の従量税率について、清酒の基準アルコール分を見直した上、次のように税率を引き上げる。

種 類	現 行	改 正 案
清 酒	(各 1kl 当たり)	
特 級 (アルコール分 16 度)	(アルコール分 15 度)	
	509,300 円	570,600 円
1 級 (アルコール分 15.5 度)	(アルコール分 15 度)	
	245,200 円	279,500 円
2 級 (アルコール分 15 度)	(アルコール分 15 度)	
	94,000 円	107,900 円

(注)改正案の清酒特級及び1級のアルコール分16度の税率は、上記税率にアルコール分1度当たりの加算税率が加えられるので各1kl当たり特級608,640円、1級298,140円となる。

合 成 清 酒		
(アルコール分15度)	68,400 円	81,600 円
し ょう ち ゆ う		
し ょう ち ゆ う 甲 類		
(アルコール分25度)	58,500 円	78,600 円
し ょう ち ゆ う 乙 類		
(アルコール分25度)	40,900 円	50,900 円
ビ ー ル	200,100 円	239,100 円
果 実 酒 類		
果 実 酒		
(エキス分が7度以上のもの等)	118,800 円	159,800 円
果 実 酒		
(上記以外のもので一 定金額を超えるもの)	44,900 円	60,400 円
果 実 酒		
(その他のもの)	37,000 円	49,700 円
甘味果実酒		
(アルコール分12度)	90,500 円	117,300 円
ウイスキー類		
特 級		
(アルコール分43度)	1,755,300 円	2,098,100 円
1 級		
(アルコール分40度)	810,800 円	1,011,400 円
2 級		
(アルコール分37度)	228,400 円	296,200 円
スピリッツ類		
性状がウイスキー類類 似のもの以外のもの		
(アルコール分37度)	279,300 円	361,800 円
リキュール類		
アルコール分15度以上 でエキス分21度以上の もの		
(アルコール分15度)	283,000 円	367,000 円
その他のもの		
(アルコール分12度)	90,500 円	117,300 円
雑 酒		
粉 末 酒	294,300 円	381,300 円
その他の雑酒		
(アルコール分12度)	90,500 円	117,300 円

(注)上記の改正は、昭和59年5月1日から実施する。

2 その他

- (1) 清酒等についてアルコール度数による減算税率が適用されるアルコール度数の下限の引下げを行うほか、従量税率の引上げにより必要となる従価税の非課税最高限度額の引上げ等を行う。
- (2) 免税酒類の表示制度を廃止するとともに酒類の種類等の表示の承認制度の整備合理化を行う等所要の措置を講ずる。

四 物 品 税

1 課税対象への追加

次の物品を新たに課税対象に加える。

物 品 名	税 率
全自動以外の電気洗たく機	10%
ぱちんこ機の表部品・裏部品	20%
サ ー フ ボ ー ド	10%
ウ イ ン ド サ ー フ ィ ン	10%
ハ ン グ グ ラ イ ダ ー	10%
モ ー タ ー ハ ン グ グ ラ イ ダ ー	10%
グ ラ フ ィ ッ ク イ コ ラ イ ザ ー	15%
マ イ ク ミ キ サ ー	15%
録音・録画用磁気テープ	10%
電気楽器・電子楽器のキーボード・楽音発生用電気音源	15%
電 磁 調 理 器	15%
ビデオディスクプレーヤー	15%
固体撮像素子利用のテレビカメラ	15%
コンパクトディスクプレーヤー	15%
コ ン パ ク ト デ ィ ス ク	15%
録 画 済 磁 気 テ ー プ	10%
ビ デ オ デ ィ ス ク	10%
パ ー ソ ナ ル 無 線 機	5%

(注)1 上記の改正は、上記 及び に掲げる物品については、昭和 59 年 10 月 1 日、上記 に掲げる物品については、昭和 61 年 10 月 1 日から実施する。

2 上記 及び に掲げる物品のうち、税率 10%以上のものについては、実施日から最初の 1 年間及び次の 1 年間につき、それぞれ次の暫定軽減税率を設ける。

税 率	暫定軽減税率	
	最初の 1 年間	次の 1 年間
10%	5%	(本則)
15%	5%	10%
20%	10%	15%

2 税率の引上げ

次の物品の税率を引き上げる。

物 品 名	現 行	改正案
普通乗用車，キャンピングカー及びキャンピングトレーラー	22.5%	23%
小型普通乗用四輪自動車，小型キャンピングカー及び小型キャンピングトレーラー	17.5%	18.5%
軽普通乗用四輪自動車	15%	15.5%
乗用兼用貨物自動車	10%	10.5%
軽乗用兼用貨物自動車	5%	5.5%
自動車用の冷房装置並びにその圧縮機，蒸発器及び凝縮器	17.5%	18.5%

(注)上記の改正は、昭和59年5月1日(自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器については昭和59年10月1日)から実施する。

3 その他

(1)衛星放送受信テレビジョンチューナーについて、次のように5年間の課税の特例措置(現行税率15%)を講ずる。

期 間	税率等
昭和59年4月1日から 昭和63年3月31日まで	非課税
昭和63年4月1日から 昭和64年3月31日まで	税率 7.5%

(2)納税申告書の提出期限の特例制度の適用範囲を拡大する等所要の措置を講ずる。

五 石 油 税

1 税率の引上げ

税率を4.7%(現行3.5%)に引き上げる。

2 課税対象の追加等

石油ガスその他のガス状炭化水素(液化したものを含み、国内において石油精製等により得られるものを除く。)を課税対象に追加し、その税率を1.2%とするほか、所要の規定の整備を行う。

(注)上記の改正は、昭和59年9月1日から実施する。

六 租 税 特 別 措 置

1 投資促進税制

(1)エネルギーの効率的利用等に資する設備について、2年間限りの措置として、一定の要件の下に、取得価額の30%の特別償却制度と取得価額の7%の特別税額控除制度(当期の税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しを認める。)とのいずれかの選択を認める措置を講ずる。

(2)中小企業者等の取得するその生産、流通、管理部門の効率化、省力化、高度化に資する機械及び装置並びに器具及び備品のうちその設置をすることが緊急に必要と認められるものについて、2年間限りの措置として、一定の要件の下に、取得価額の30%の特別償却制度と取得価額の7%の特別税額控除制度(当期の税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しを認める。)とのいずれかの選択を認める措置を講ずる。なお、リース資産については、これを使用する中小企業者等に対して、リース料を基準として、上記の措置に準じた措置を講ずる。

(3)特定の先端技術型産業に属する事業を営む法人が、高度技術工業集積地域開発促進法に基づき昭和59年1月1日から昭和62年3月31日までの間に主務大臣が承認をした開発計画に係る高度技術工業集積地域において、当該承認のあつた日から5年以内(昭和59年4月1日以後に限る。)に新設又は増設した工業用機械等について、一定の要件の下で、取得価額の30%(工場用建物及び研究所用建物にあつては15%)の特別償却を認める措置を講ずる。

2 土地、住宅税制

(1)三大都市圏の既成市街地等(これに準ずる一定の地区を含む。)内において、民間の優良な再開発事業として地上階数4以上の建築物が建築される場合には、一定の要件の下で、その再開発事業の施行地区内の土地・建物と再開発事業により建築される建築物等との買換え・交換について、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを認める。

(2)特定土地区画整理事業等の場合の2,000万円特別控除の適用対象に、第1種市街地再開発事業の用に供される土地等(都市再開発法第2条の3第1項第2号に規定する地区内にあるものに限る。)が地方公共団体等により買取られる場合を加える。

- (3) 土地譲渡益重課制度における適用除外について、一定の要件の下に、次の措置を講ずる。
造成した宅地を建売業者等に一括譲渡する場合の公募要件が不要とされる譲渡の範囲に建売業者等がその宅地に請負により住宅を新築することが確実と見込まれる場合の譲渡を加える。
建売業者等が他の者から購入して公募の方法により譲渡する宅地の上に請負により優良住宅要件等に適合する住宅を新築した場合の当該譲渡を適用除外とする。
- (4) 住宅取得控除制度について、既存住宅の要件の判定の簡素化を図つた上、その適用期限を2年延長する。
- (5) 勤労者の住宅取得に係る経済的利益等の非課税の特例制度について、適用対象に福利厚生会社からの財形持家融資に対する事業主の利子補給金を加えた上、その適用期限を2年延長する。
- (6) 親又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合の贈与税については、2年間限りの措置として、一定の要件の下で、その住宅取得資金のうち500万円までの部分について5分5乗方式により税額を計算する制度を創設する。
なお、その年の翌年以後4年内に贈与を受けた場合の贈与税については、その住宅取得資金のうち500万円までの部分の5分の1相当額の贈与がその年に既に行われているものとして税額を計算することとする。
- (7) 新築住宅の所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記を住宅用の家屋の取得後1年以内（現行新築後1年以内）に受けるものとともに、適用対象住宅の譲渡者を限定しないこととする。
- (8) 既存住宅の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、要件の判定の簡素化等を図る。

3 租税特別措置の整理合理化等

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

(1) 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

エネルギー対策促進税制

工場を移転する特定の事業者の施設の償却の特例

(2) 租税特別措置の縮減合理化等

所得控除制度

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、適用対象となる工業所有権等の譲渡又は提供の範囲の見直しを行つた上、その適用期限を2年延長する。

特別償却制度等

(イ) 公害防止用設備の特別償却制度について、適用対象となる設備の範囲の縮減を行う。

(ロ) 無公害化生産設備の特別償却制度について、適用対象となる設備のうちイオン交換膜法電解装置につき、償却割合を100分の16（現行100分の18）に引き下げる。

(ハ) 廃棄物再生処理用設備の特別償却制度について、償却割合を100分の16（現行100分の18）に引き下げる。

(ニ) 低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度について、低開発地域工業開発地区及び農村地域工業導入地区につき、機械及び装置に係る償却割合を100分の16（現行100分の18）に引き下げた上、その適用期限等を2年延長する。

(ホ) 中小漁業構造改善計画に係る割増償却制度について、割増率を100分の27（現行100分の30）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(ハ) 特定備蓄施設等の割増償却制度について、営業用倉庫及び穀物用サイロに係る割増率を100分の27（現行100分の30）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(ト) 中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却制度について、建物以外の共同利用施設に係る償却割合を100分の23（現行100分の25）に引き下げる。

(フ) 登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例制度について、耐用年数の短縮の限度を100分の24（現行100分の25）に引き下げる。

準備金制度

(イ) 海外投資等損失準備金制度について、新開発地域投資に係る積立率を10%（現行12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

また、同準備金の積立ての対象に金融保険業を主として営む法人の特定の海外債券の一定部分を加える。

(D) 証券取引責任準備金及び商品取引責任準備金制度について、積立率をおおむね1割縮減した上、その適用期限を2年延長する。

登録免許税の軽減措置

(I) 国有農地等の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、農地法第61条又は第74条の2の規定により土地の売渡し又は譲与を受けた場合の所有権の保存登記に対する軽減税率を1,000分の3(現行1,000分の2)に、所有権の移転登記に対する軽減税率を1,000分の9(現行1,000分の6)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(D) 農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の16(現行1,000分の12)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(H) 交換分合により農業振興地域内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の16(現行1,000分の12)に引き上げた上、その適用期間を農業振興地域整備計画の決定の日から16年(現行14年)以内とする。

(C) 中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の20(現行1,000分の16)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。また、同措置に係る昭和57年度改正の経過措置について、軽減税率を引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(ホ) 事業協同組合等が公害防止事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の20(現行1,000分の16)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(A) 次に掲げる勧告等によつてする法人の設立等に伴う現物出資等に係る不動産等の権利の移転登記等に対する税率の軽減措置について、軽減税率を不動産にあつては1,000分の20(現行1,000分の16)に、船舶にあつては1,000分の16(現行1,000分の12)に引き上げた上、ロ、ハ及びニに係る適用期限を2年延長する。

イ 行政機関の法令の規定に基づく勧告又は指示

ロ 卸売市場法の規定に基づく認定

ハ 漁業再建整備特別措置法の規定に基づく認定

ニ 中小企業近代化促進法の規定に基づく承認

(ト) 電源開発株式会社の登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を地上権等の設定登記にあつては1,000分の16(現行1,000分の12)に、所有権の移転登記にあつては1,000分の25(現行1,000分に20)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

4 その他

(1) 省エネルギー・石油代替エネルギー利用設備の特別償却制度について、適用対象となる設備の範囲を拡充する。

(2) 異常危険準備金制度について、適用対象となる共済の範囲に森林組合連合会の行う長期育林共済を加える。

(3) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度の適用対象となる基金に係る業務の範囲に、栽培漁業の推進に資するための業務を加える。

(4) 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例制度の適用対象に、船舶から減価償却資産への買換えで内航海運業の構造改善等に資するものを加える。

(5) 森林整備法人が一定の要件に該当する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受けた場合には、その地上権の設定登記に対する登録免許税の税率を2年間1,000分の16(本則1,000分の25)に軽減する制度を創設する。

(6) 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、関税暫定措置法に基づきアンモニア等の製造に使用されるものとして関税の軽減税率の適用を受けた輸入液化石油ガスについて、一定期間石油税を免除する。

(7) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

民間外貨債の利子・発行差金の非課税

山林を現物出資した場合の納期限の特例

試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除

施設建築物の割増償却

中小企業構造改善等準備金（中小企業構造改善準備金，下請中小企業振興準備金，伝統的工芸品産業振興準備金）

金属鉱業等鉱害防止準備金

中小企業の貸倒引当金の特例

時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減

特定の外航船舶等の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減

沖縄電力株式会社の登記に対する登録免許税の税率の軽減

(8) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

繊維工業構造改善事業計画を実施する特定組合の構成員の機械等の割増償却

特定の輸入石油製品に係る石油税の免税

チョコレート菓子及びビスケット等の原料として消費される第二種の砂糖に対する砂糖消費税の還付

七 そ の 他

1 災害被害者に対する租税の減免，徴収猶予等に関する法律の適用対象者の所得限度を600万円（現行400万円）に引き上げた上，所得税の軽減免除所得限度額を次のように引き上げる。

区 分	現 行	改 正 案
全 額 免 除	200万円まで	300万円まで
2 分 の 1 免 除	300万円まで	450万円まで
4 分 の 1 免 除	400万円まで	600万円まで

2 分収林契約に基づく山林の伐採又は譲渡による収益分収金及びその山林の持分の譲渡による収入金のうち所有期間が5年超に係るものについては，原則として，山林所得の収入金額とする等所要の措置を講ずる。

3 予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を15万円（現行10万円）に引き上げる。

4 譲渡所得が非課税とされる生活用動産の範囲について，譲渡価額の要件を30万円以下（現行5万円以下）に引き上げる。

5 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納制度について，延納税額の要件を30万円超（現行10万円超）に引き上げる。

6 社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬の源泉徴収について，源泉徴収の適用外とされる控除額を月額20万円（現行5万円）に引き上げた上，源泉徴収税率を本則税率の10%（現行5%）とする。

（注）上記の改正は，昭和59年12月1日以後に支払われるものから実施する。

7 外交員，集金人等の報酬・料金に対する源泉徴収について，源泉徴収の適用外とされる控除額を月額12万円（現行10万円）に引き上げる。

8 物品切手に係る印紙税の免税点を700円未満（現行600円未満）に引き上げる。

9 その他所要の税制の整備を行う。

（備考）昭和59年度の税制改正による増減収額は，次表のとおりと見込まれる。

昭和 59 年度の税制改正による増減収見込額

(単位 億円)

改正事項	平年度	初年度
1 所得税減税		
(1) 人的控除等の引上げ	5,770	6,620
(2) 給与所得控除の拡充	1,710	1,990
(3) 税率構造の見直し	180	310
小計	7,300	8,300
(4) 障害者控除, 白色事業専従者控除の引上げ等	350	400
計	7,650	8,700
2 その他の減税等		
(1) 個人年金保険料控除及び親子間の住宅取得資金の贈与の特例	110	100
(2) 投資促進税制等	600	520
計	710	620
合計	8,360	9,320
3 法人税の税率引上げ	3,920	4,300
4 酒税の税率引上げ	3,510	3,200
5 物品税の税率引上げ	560	350
計	7,990	7,850
6 その他		
(1) 法人税の延納制度の廃止	-	700
(2) 法人税の欠損金の繰戻還付制度の適用停止	600	600
(3) 社会保険診療報酬の源泉徴収税率の引上げ	-	150
計	600	1,450
差計	230	20
7 石油税の税率の引上げ等	1,340	670

付表 改正案による所得税の課税最低限

区分	家族の構成			
	独身者	夫婦者	夫婦 子1人	夫婦 子2人
	千円	千円	千円	千円
現行	831 (849)	1,136 (1,161)	1,569 (1,619)	2,015 (2,079)
改正案	946	1,301	1,833	2,357

(備考) 1. この表は, 給与所得者について作成したものである。

2. 給与の収入金額に応じて, それぞれ一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

現行欄の()内は, 改正案と同じ水準の社会保険料が控除されているものとした場合の課税最低限である。

(参考)表1 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地方税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和9～11年度.....	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24.....	27,373	6,364	1,424	7,788	23.2	28.5
25.....	33,815	5,708	1,883	7,591	16.9	22.4
30.....	72,985	9,369	3,815	13,184	12.8	18.1
35.....	132,691	18,015	7,442	25,457	13.6	19.2
36.....	157,551	22,277	9,065	31,342	14.1	19.9
37.....	177,298	23,907	10,567	34,474	13.5	19.4
38.....	206,271	27,317	12,129	39,446	13.2	19.1
39.....	233,904	31,592	13,996	45,588	13.5	19.5
40.....	266,066	32,797	15,494	48,291	12.3	18.2
41.....	311,066	36,630	17,686	54,316	11.8	17.5
42.....	367,782	43,968	21,495	65,463	12.0	17.8
43.....	431,260	53,238	25,801	79,039	12.3	18.3
44.....	508,591	64,554	30,902	95,456	12.7	18.8
45.....	608,754	77,754	37,507	115,261	12.8	18.9
46.....	658,456	84,439	42,358	126,797	12.8	19.3
47.....	776,021	104,006	50,044	154,050	13.4	19.9
48.....	955,260	140,478	64,913	205,391	14.7	21.5
49.....	1,120,816	157,544	82,375	239,919	14.1	21.4
50.....	1,231,843	145,068	81,548	226,616	11.8	18.4
51.....	1,384,468	168,063	95,641	263,704	12.1	19.0
52.....	1,526,902	184,415	110,052	294,467	12.1	19.3
		(208,766)		(331,137)	(12.5)	(19.8)
53.....	1,668,549	232,284	122,371	354,655	13.9	21.3
54.....	1,787,125	249,602	140,315	389,917	14.0	21.8
55.....	1,940,362	283,731	158,938	442,669	14.6	22.8
56.....	2,030,837	304,622	173,255	477,877	15.0	23.5
57.....	2,118,283	620,073	186,286	506,359	15.1	23.9
58 補正後.....	2,230,000	336,872	195,596	532,468	15.1	23.9
59 予 算.....	2,373,000	364,458	208,935	573,393	15.4	24.2

(備考) 1. 国税には特別会計分及び専売納付金を含み、昭和57年度までは決算額、58年度は補正(第1号)後予算額、59年度は予算額によった。なお、53年度のかっこ内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

2. 地方税は昭和57年度までは決算額、58年度及び59年度は見込額である。

(参考)表2 直接税及び間接税等の比率

年 度	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
		比 率		比 率		比 率
昭和9～11年度.....	百万円 1,226	% 100	百万円 427	% 34.8	百万円 799	% 65.2
	億円		億円		億円	
24.....	6,364	100	3,444	54.1	2,920	45.9
25.....	5,708	100	3,136	54.9	2,572	45.1
30.....	9,369	100	4,811	51.4	4,558	48.6
35.....	18,015	100	9,784	54.3	8,231	45.7
36.....	22,277	100	12,277	55.1	10,000	44.9
37.....	23,907	100	13,815	57.8	10,092	42.2
38.....	27,317	100	15,826	57.9	11,491	42.1
39.....	31,592	100	18,467	58.5	13,125	41.5
40.....	32,797	100	19,416	59.2	13,381	40.8
41.....	36,630	100	21,718	59.3	14,912	40.7
42.....	43,968	100	26,624	60.6	17,344	39.4
43.....	53,238	100	32,826	61.7	20,412	38.3
44.....	64,554	100	41,174	63.8	23,380	36.2
45.....	77,754	100	51,344	66.0	26,410	34.0
46.....	84,439	100	56,559	67.0	27,880	33.0
47.....	104,006	100	70,403	67.7	33,603	32.3
48.....	140,478	100	101,609	72.3	38,869	27.7
49.....	157,544	100	116,497	73.9	41,047	26.1
50.....	145,068	100	100,583	69.3	44,485	30.7
51.....	168,063	100	113,509	67.5	54,554	32.5
52.....	184,415	100	124,985	67.8	59,430	32.2
	(208,766)	(100)	(140,325)	(67.2)	(68,441)	(32.8)
53.....	232,284	100	160,888	69.3	71,396	30.7
54.....	249,602	100	170,827	68.4	78,775	31.6
55.....	283,731	100	201,628	71.1	82,103	28.9
56.....	304,622	100	213,550	70.1	91,072	29.9
57.....	320,073	100	226,446	70.7	93,627	29.3
58 補正後.....	336,872	100	238,350	70.8	98,522	29.2
59 予 算.....	364,458	100	258,580	70.9	105,878	29.1

(備考) 1. 本表は国税について作成したものであり、その範囲等については前掲表1備考1.参照。

2. 直接税、間接税等の区分は下記による。

直接税 所得税、法人税、会社臨時特別税、相続税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの